

# 非常勤講師の皆さん 労働条件で疑問に思っていることはありますか？



非常勤講師の皆さんには、労働条件通知書をもらっておられると思いますが、詳しい説明を受けられたでしょうか？

私たち高教組（長崎県高等学校教職員組合）は、県教委に対して、学校の教職員は臨時採用や非常勤ではなく正規採用で雇用するよう求めるとともに、非常勤講師の皆さんの労働条件の改善についてもとりくんでいます（17年度の交渉の結果です。インフルエンザでの病休が1日拡大し2日へ）。

ここでは、現時点での非常勤講師の皆さんの労働条件の概要についてお知らせします。もっと詳しく知りたい場合や、困っていることがある場合は、職場の高教組組合員にご相談ください。

**【賃金】**「報酬」として1時間当たり2,800円が支給されます。授業だけでなく、試験の作問や採点、成績処理など、学校が必要と認めた業務については支給されます。

手当は「通勤費用」だけで、勤務日数にかかる費用が支給されます。

※「報酬」が支給されない仕事は非常勤講師には頼まないということが原則です。そうなっていない場合は、職場の組合員にご相談下さい。

※試験関係の業務以外で「学校が必要と認めた仕事」の例としては「実習などでの準備や片付け」もあります。以下は2016年度の県教委交渉での県教委の回答です。

「県教委としては、1時間あたりで報酬を支給することになっているが、授業は50または45分。差の10～15分は片付けや準備等の業務も含めて報酬の対象にしていると整理している。その上で、準備や片付けが10分とか15分で対応できるような時間や量でなければ、それは『必要と認める業務』と考えて差し支えない」

※授業以外の業務に対する報酬支給に関する現実的な問題として「予算の上限」の問題があります。県教委は、非常勤講師の報酬の予算の上限を「1単位当たり年間35時間」として、授業以外の業務も含めて、その予

算内に収まるようにすることを各学校に指導しているようです。そのため、「予算の上限」を超える場合は協議が必要になりますので、高教組本部にご相談ください。

**【有給休暇】**年次有給休暇（年休）は勤務予定期数によって日数が違います（労働条件通知書に記載欄があります）。2校以上勤務する場合は、勤務予定期数を合算します。

1日または1時間単位で取れます。1日分が何時間になるかは、1週間の勤務時間を勤務日数で割った時間（端数切り上げ）で算出します。

＜例＞週2日勤務で合計5時間なら1日分は3時間

※労働条件通知書には、他に夏季休暇とインフルエンザの場合の休暇しか記載されていませんが、他にも次のような有給休暇があります。

①忌引き休暇…実父母7日、実祖父母3日、義父母3日 等

②地震・水害・火災その他の災害で危険を回避するため勤務できない場合

**※有給休暇ですから、授業設定日に休んでも「報酬」が支給されます。**手続きが分からぬ場合は高教組本部にご相談ください。

**【社会保険】**国民健康保険・国民年金になります。



知りたいことや相談したいことがある場合は、高教組本部でも受け付けます。

TEL（095-827-5882） HP（「長崎高教組」で検索）にも問合わせコーナーがあります。